

A I 活用型オンデマンドバス導入に向けた実証実験業務

公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

桑名市

1. 業務名

A I 活用型オンデマンドバス導入に向けた実証実験業務（以下、本業務という）

2. 目的

A I 活用型オンデマンドバス導入に向けた実証実験業務公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染リスクをコントロールしつつ、市民の移動需要に応え、生活の質的向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービスの実現可能性を探るために実施するA I 活用型オンデマンドバスの実証実験について、公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、実績・知識・創意工夫等を総合的に評価し、本市にとって最も優れた事業者を選定することを目的とする。

3. プロポーザル方式採用理由

本業務の実施に当たっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かし、本市の地域特性に合わせた実現可能性の高い提案が必要である。このため、広く公募により提案を求め、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4. 導入により期待される効果

公募型プロポーザル方式を採用することにより、複数の業者から意欲および実績・能力等を総合的に評価し、事業者を選定することで、本業務の目的が達成されると考える。

5. 委託業務内容

別紙1：A I 活用型オンデマンドバス導入に向けた実証実験業務仕様書のとおりとする。

6. 契約概要

(1) 予定契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) 契約方法

優先交渉権者との随意契約

(3) 委託上限金額

14,600,000円（消費税および地方消費税を含む）

7. スケジュール

内容	受付期間・実施時期
公告	令和3年7月20日（火）
参加表明書の提出期間	令和3年7月20日（火）～令和3年8月3日（火）
参加資格確認通知書の発送	令和3年8月4日（水）
質問書受付期間	令和3年7月20日（火）～令和3年8月3日（火）
質問書に対する回答	令和3年8月5日（木）までに回答
企画提案書の提出期間	令和3年8月6日（金）～令和3年8月17日（火）
プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和3年8月27日（金） 予定
選定結果通知	令和3年8月下旬 予定
契約締結	

8. 応募者の参加資格

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たす必要がある。

8-1 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年8月3日現在の業務委託の桑名市入札参加資格者名簿に登録または登録申請中であること。
- (3) 公告の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 公告の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (5) 公告の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定をうけている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8-2 失格事項

- (1) 提案書提出期限に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者、又は本要項に違反する表現をした者。
- (3) 委託上限金額を超える見積り金額を提案した者。
- (4) 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当した者。

9. 参加表明書・提案書等必要書類の提出方法

9-1 参加表明

【提出部数 各1部】

- ① 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1-1
- ② 誓約書兼同意書及び役員等名簿・・・・・・・・・・・・ 様式1-3、1-4
- ③ 三重県入札参加資格審査申請書一式の写し

※桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ

- ④ 事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等も可とする）

※提出された参加表明書（様式1-1）の審査を行い、令和3年8月4日（水）に参加資格確認通知書により結果を発送する。

9-2 提案書

【提出部数 各 11 部（正本 1 部・副本 10 部）】

- ⑤ 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（表紙）様式 2 + 任意様式

※任意様式については、おおむね A 4 判用紙両面印刷 5 枚程度とし、ページ番号を記入する。

- ⑥ 業務実施体制調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3-1

- ⑦ 業務実績調書（過去 5 年間の同種・類似業務）・・・・・・・・ 様式 3-2

- ⑧ 配置予定者の業務実績等調書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3-3

- ⑨ 業務の実施方針・考え方、ポイント・・・・・・・・ 様式 4-1、4-2

- ⑩ 業務スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

- ⑪ 自社 P R（提出任意）・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

- ⑫ 参考見積書（記載額は消費税を含まない額とする。）・・・・ 様式 5

※評価に関しては、11(2)選考基準を確認すること。

9-3 提出期間

参加表明書の提出期間は、令和3年7月20日（火）から令和3年8月3日（火）午後5時15分まで。

企画提案書の提出期間は、令和3年8月6日（金）から令和3年8月17日（火）午後5時15分まで。

9-4 提出場所

桑名市役所 政策創造課 MaaS 推進室（桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所本庁舎 3 階）

9-5 提出方法

持参または郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。提出期限必着のこと。）

※ただし、持参の場合は市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

【宛先】〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所 政策創造課 MaaS 推進室 宛

9-6 注意事項

1. 企画提案の選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように、実施要領記載の業務内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述すること。
2. ページ数の制限については、各様式を参照のこと。また、提出書類が複数枚の場合は、ページ番号を記入すること。
3. 委託上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）を超える見積書が提出された場合は、審査失格とする。
4. 提案書の副本には、応募者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、正本には応募者の記名を行うこと。
5. 参加表明書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（様式1-2）を提出するものとする。なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。
6. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

10. 提案書等の作成にあたっての質問等

応募関連資料等の記載内容に関して質問がある場合は、質疑応答を次のように行う。

(1) 質問の受付

- ① 質問は質問書（様式6）により電子メールでのファイル添付、FAXにて受け付ける。必ず受信確認を行うこと。原則として、持参、郵送、電話等による質問は受け付けることができない。
- ② 電子メールの場合、送信するメールのタイトルを「質問書（AI活用型オンデマンドバス導入に向けた実証実験業務委託プロポーザル）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。
- ③ 添付するファイルの容量は、5MB以内とする。5MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

④ 送信先

送信先：桑名市役所 政策創造課 MaaS推進室

E-mail：maasm@city.kuwana.lg.jp

FAX：0594-24-1412

- ⑤ 質問受付の終了時刻に関しては、着信主義とし、受信しているか否かの判断は市が行うものとする。

(2) 質問受付期間

令和3年7月20日（火）～令和3年8月3日（火）午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答

質問の回答は令和3年8月5日（木）に、桑名市のホームページ上にて公表を行う。

ただし、回答にあたり、次の事項は公表しない。

- ・質問した事業者名
- ・個人情報を含んだ事項
- ・特殊な技術、ノウハウ等、質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがあると市が判断した事項

(4) 注意事項

再質問並びに電話、口頭等による個別の対応は行わない。

11. 選考方法及び選考結果の通知

(1) 選考方法

- ① 選考は、1次審査および2次審査により行う。
- ② 1次審査は書面審査により行い、参加資格要件を審査する。
- ③ 1次審査結果は、1次審査書類提出事業者に対し、参加資格確認通知書をもって通知する。
- ④ 1次審査選定者に対しては、企画提案書の内容等について、プレゼンテーション・ヒアリングの2次審査を行う。
- ⑤ 企画提案書の評価は、審査委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。

審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、最も優れていると認められた者を委託予定者として決定する。

なお、委託予定者については、合格基準点を事前に審査委員会で定めており、その合格基準点を満たすことが最低条件となる。応募事業者が一者であっても、合格基準点を満たしていれば

委託予定者とする。

- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリングについては、令和3年8月27日（金）の実施を予定しており、具体的な日時は後日通知する。1事業者につき20分程度（概ねプレゼンテーション10分、質疑応答10分以内とする）を予定。

※本業務に携わる構成員3名以内が出席し、担当総括者（リーダー）がプレゼンテーションを行うこと。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、リモートで実施する場合もある。

- ⑦ 審査の結果により、最高得点者を優先交渉権者に選定するとともに、得点順に第2順位、第3順位の応募者も決定する。
- ⑧ 審査結果は、審査会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、各当事者に選定結果を文書で通知し、優先交渉権者を桑名市ホームページ等に公表する。
- ⑨ 優先交渉権者と契約条件および仕様書の内容を協議し、同者が当該仕様書に基づく見積書を提出した上で、予定価格の範囲内で、桑名市が示す契約条項により委託契約を締結する。
- ⑩ 優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、第2順位、第3順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。
- ⑪ 選考の理由、選考結果に対する問合せ、異議には応じない。
- ⑫ 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止することがある。

(2) 選考基準

評価対象内容	番号	項目	評価の観点	配点
業務体制及び進行管理 【様式3-1, 3-2, 3-3】	1	実施体制	本業務の遂行のため、同種・類似業務の実績があり、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか	15
	2	スケジュール	実施スケジュールが現実的なものである、かつ柔軟な調整が可能なものであるか	5
提案内容 【提案書、様式4-1, 4-2】	3	事業目的への合致	本委託業務の目的である、新型コロナウイルス感染症対策や、市民の生活の質的向上、地域の活性化に有効な提案であるか	20
	4	利便性	AI、IoT等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者および事業主体いずれにとっても効率的かつ利便性の高いシステムであるか 新たな交通サービスの構築に向け、システムの拡張性が期待できるか	15
	5	プロジェクトマネジメント	システム構築のみならず、本業務を主体的にリードし、進捗を管理することが出来るか。また、本市が実施する下記項目等に関する相談・支援を的確に実施することが出来るか ・実施地域及び関係者への説明 ・アンケートの実施 ・サービス実装に向けた検討 ・地域公共交通会議等の資料作成等	30
	6	実現可能性	AI活用型オンデマンドバスの将来的な導入可能性を検討するにあたり、効果的かつ実現性のある内容であるか	10
価格点 【様式5】	7	提案価格	得点=5×（最低提案価格／当該提案価格）	5
			計	100

1 2. 著作権について

- (1) 受託者の当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、業務の終了と同時に委託者に帰属するものとする。ただし、本件ソフトウェアに関する著作権についてはこの限りではない。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

1 3. その他

- (1) 応募に要する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
- (3) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、桑名市情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報保護条例」及び「桑名市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (8) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、市と十分協議すること。
- (9) 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。また、その打合せ内容については記録し、市に提出するものとする。
- (10) 全ての提出書類は、返却しないものとする。

1 4. 問合せ及び書類の提出先等

〒 511-8601

住 所 : 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

所 管 : 桑名市役所 政策創造課 MaaS 推進室

電 話 : 0594-24-1425 / FAX : 0594-24-1412

担 当 : 宮崎、溝口、近藤

E-mail : maasm@city.kuwana.lg.jp